

**旅客運賃の割引について**

1. 適用対象者

- ア. 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人。
- イ. 児童福祉法第 12 条及び第 41 条及び第 44 条までに規定する諸施設により養護または保護を受けている者及び付添人。
- ウ. 療養手帳制度要項に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及び介護人。
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
- オ. 旅行目的、行程を同じくするもので構成された 15 人以上の団体旅客。  
(学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものとする)

2. 割引額 (10 円単位に四捨五入)

- ア. 普通旅客運賃 5 割引
- イ. 定期旅客運賃 3 割引・・・小児定期旅客運賃は割引しない
- ウ. 回数旅客運賃 割引した普通旅客運賃 (円単位四捨五入) の 10 倍の金額
- エ.
- オ. 団体旅客運賃 (15 名以上) 普通 1 割引  
学生 (引率含) 2 割引

(団体旅客運賃において大人・小人混在の場合は大人×人数×割引率→円単位四捨五入と小人×人数×割引率→円単位四捨五入を合算する)

3. 6 歳以上の旅客が同伴する 1 歳以上 6 歳未満の小児については旅客 1 人につき 1 人を無賃とし、1 歳未満の小児については無賃とする。

4. 介護人、付添人を必要と認める基準

- (ア) 身体障害者 身体障害者手帳 1 種→認める 2 種→認めない
- (イ) 児童福祉法適用者 児童福祉法に規定する諸施設長の証明書を持参された方
- (ウ) 知的障害者 知的障害者療育手帳 A 種→認める B 種→認めない
- (エ) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳 等級 (1~3) に関係なく認める

5. 回数券を発行するときは券の表裏に次のゴム印を押印すること。

- (ア) 割引適用者 大人→障  
小人→障小
- (イ) 健常者 小人→小

6. 運賃の割引で 2 以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしない。

(注記)

- ・セット回数券については割引販売はしない (現金扱いと同様に降車時に割引運賃分を収受)
- ・払い戻し 定期券の場合 発売金額 - (経過日数×普通運賃×2) - 手数料 520 円  
回数券の場合 発売金額 - (使用済枚数×普通運賃) - 手数料 210 円
- ・小人=小児=小学生以下
- ・各種割引を希望されるお客様に対し、購入時及び降車時に手帳、証明書等の提示をお願いすること。

**割引運賃の計算例**

(例) 中津川駅前～上並松 480 円区間

制度別運賃	健常者		割引適用者		付添人	備考
	大人	小人	大人	小人		
普通旅客運賃 (片道)	480 円	240 円	大人運賃の 5 割引 480 円×0.5→240 円 (円単位切り上げ)	小人運賃の 5 割引 240 円×0.5→120 円 (円単位切り上げ)	大人運賃の 5 割引 480 円×0.5→240 円 (円単位切り上げ)	
通学定期旅客運賃 (1ヶ月)	17,280 円	8,640 円	大人通学定期の 3 割引 17,280 円×0.7→12,100 円		通勤定期の 3 割引 21,600 円×0.7→15,120 円	
通勤定期旅客運賃 (1ヶ月)	21,600 円		通勤定期の 3 割引 21,600 円×0.7→15,120 円		同上	
通学回数券 (480 円券 13 枚)	4,800 円	2,400 円	片道運賃割引後の 10 倍 240 円×10→2,400 円	片道運賃割引後の 10 倍 120 円×10→1,200 円	片道運賃割引後の 10 倍 240 円×10→2,400 円	小人・割引適用者も用紙は普通運賃 (例では 480 円)
普通回数券 (480 円券 11 枚)	4,800 円	2,400 円	片道運賃割引後の 10 倍 240 円×10→2,400 円	片道運賃割引後の 10 倍 120 円×10→1,200 円	同上	小人・割引適用者も用紙は普通運賃 (例では 480 円)
昼間回数券 (480 円券 13 枚)	4,800 円	2,400 円	片道運賃割引後の 10 倍 240 円×10→2,400 円	片道運賃割引後の 10 倍 120 円×10→1,200 円	同上	小人・割引適用者も用紙は普通運賃 (例では 480 円)